

奈良県障害者大芸術祭 障害者アート展等開催業務委託仕様書

I. 総則

1. 適用範囲

本仕様書は、奈良県障害者大芸術祭実行委員会（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する障害者アート展等開催業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を示したものである。

2. 業務の目的

奈良県では、全国障害者芸術・文化祭と国民文化祭を全国で初めて一体開催した「国文祭・障文祭なら 2017」が、平成 29 年 9 月から 11 月までの 3 ヶ月間、県内全市町村で開催された。「障害のある人となない人の絆を強く」を基本テーマの 1 つに掲げた両大会からは、障害のあるなしにかかわらず誰もが参加し楽しむことができる文化芸術活動が誕生するなど、多くのレガシーが得られた。

今後は、これらのレガシーを受け継ぎ、平成 23 年度から開催してきた「奈良県障害者芸術祭」を「奈良県障害者大芸術祭」と名称変更し、「奈良県大芸術祭」と一体開催していくことで、障害のある人となない人が「交流・共創」する芸術文化活動の「先駆者」として全国に発信することを目指す。

3. 履行期間

契約締結の日から平成 31 年 1 月 31 日（木）まで

4. 著作権の帰属

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果品の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、乙は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 乙は、甲の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

5. 提出資料

乙は、本業務受託決定後、速やかに下記の書類を作成し提出するものとする。

- (1) 本業務の実施スケジュール（実施内容及び作業工程表を含む）
- (2) その他甲が指示する書類

6. 貸与資料

甲が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば乙に貸与するものとする。乙は甲の指示に従い、借用書を甲に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、

速やかに借用した資料を甲に返却しなければならない。

7. 成果品の検査・納品

本業務の成果品については、甲の検査を受けた後、納品するものとする。

8. 秘密の遵守等

乙は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、甲の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。甲より貸与された資料及び成果品については、乙は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

9. 撮影許可及び掲載許可申請手続き

本業務の遂行にあたり、撮影許可及び掲載許可などの許可申請手続は、原則乙において対応するものとする。(申請に係る経費は委託料に含む。)

10. 印刷物制作に係る写真の使用

乙は印刷物制作に係る写真の使用に際しては、関係機関に対して必要な使用申請を行う。(申請に係る経費は委託料に含む。)

11. 著作物等の使用に係る申請手続き

乙は本業務に係る著作物等の使用に際しては、関係機関に対して必要な申請を行う。(申請に係る経費は委託料に含む。)

12. 契約に関する条件等

本業務に関わる一切の費用を契約金額に含む。

II. 業務内容

13. 業務概要

(1) 次の業務の企画・実施

①障害者アート展開催業務

②アートワークショップ開催業務

※ 甲が想定するイベント開催会場、開催予定日及び会場仮押さえ期間は別紙のとおり。特段の事情がない限り、記載の会場・日程で開催すること。なお、別紙に記載のない会場・日程で、業務実施に必要なものがある場合は、乙が会場を手配すること。

(2) 広報の実施

(3) 写真等による記録

(4) 障害のある人への配慮

(5) 打合せ協議

(6) 業務実施報告書の作成

(7) その他

14. 業務詳細

本業務の実施にあたっては、上記2. 業務の目的を踏まえ、障害のあるなしにかかわらず誰も

が参加し楽しむことができ、会場規模に合わせた展示・集客等が可能となるよう企画・広報等を工夫するとともに、事業実施にあたり必要な体制を確保すること。

業務の詳細は、次に掲げる（１）から（７）のとおりとする。

（１）次の業務の企画・実施

①障害者アート展開催業務

- ・障害者アートに造詣の深い専門家の監修の下、障害のある人もない人も楽しめるテーマを設け、県内に在住、在学、在勤の障害のある人のアート作品の魅力を広く伝える展覧会を開催すること（公募作品を中心とした内容ではない企画展とする）。
- ・視覚に障害のある人もない人も楽しめる体感型の展示（触覚、聴覚、嗅覚等での鑑賞を前提とした展示）要素を取り入れること。
- ・展覧会開催に先立ち、展覧会のプレ展示を実施すること。
- ・甲が別途委託している「『プライベート美術館』等開催業務」にて開催予定のイベント「ビッグ幡 in 東大寺」で公募し、応募された原画作品（1辺が30センチメートル以内の正方形の平面作品 400点程度を想定）すべてを、展覧会で展示すること。また、本件に係る円滑な業務遂行のため、「『プライベート美術館』等開催業務」受託者との連携に協力すること。
- ・展覧会の名称を提案すること。

②アートワークショップ開催業務

- ・アートを通じた障害のある人とない人の交流、及びその交流を支援する団体・個人等の育成を目的として、美術・音楽・身体表現等の芸術・文化分野のワークショップを、奈良県内で2回以上開催すること。
- ・公募及び審査を行い、ワークショップを主体的に開催する団体・個人等を決定し、2回以上開催すること。なお、甲が団体・個人等の公募は行う。乙は審査の実施、ワークショップ開催に要する経費（会場使用料、材料費、講師謝金等）に対する助成（1件あたり限度額10万円を想定）及びワークショップを円滑に開催するために必要なサポートを行うこと。
- ・ワークショップでの様子を記録した映像や写真、成果物等を、①の展覧会で展示すること。

（２）広報の実施

①イベントの開催周知や障害の有無にかかわらず多数の参加者を獲得するため必要な広報を行うこと。

②広報用チラシ・ポスター等の作成

掲載内容・デザイン、納期は事前に甲と協議の上決定する。また、必要な部数を作成することとし、最終的な作成部数は、広報の実施方針・来場予定者数の状況を踏まえ、甲と協議の上決定するものとする。なお、あらかじめ甲の想定するチラシ・ポスター等の配送時期、最低限の作成部数は次のとおり。

【想定】

	配送時期	チラシ	ポスター
障害者アート展（案内）	9月	A4両面 20,000部	A2 200枚

③配送

作成した広報用チラシ・ポスター等は、県内各市町村、県内公共施設、県内学校、県内障害関係施設等への配送を行うこと。

ただし、奈良県障害者大芸術祭の全体広報に伴うチラシ・ポスター等の一括配送を9月に予定しており、上記14.（２）②【想定】に記載のチラシ・ポスターの配送に係る経費の

計上は、本業務においては必要ない（広報用チラシ・ポスター等の作成及び後日指定する先への納品は本業務に含む）。

(3) 写真等による記録

業務実施状況を記録するため、写真等の撮影を行うこと。撮影した写真等は下記の 16. 成果品及び納期により提出すること。

(4) 障害のある人への配慮

障害のある人への配慮として、原則、次の事項を実施すること。ただし、各業務の性質に鑑み、必要性が低い事項についてはこの限りでない。また、その他必要と考えられる取組があれば、付加して実施すること。

- ① チラシ等への SP コードの配置、ユニバーサルフォント・ユニバーサルカラーの使用、当日配布プログラム等の点字資料の作成、点字アンケート・ルーペの用意等を行うこと。
なお、点字資料の作成にあたっては、日本盲人社会福祉施設協議会加盟団体の監修を受けること。
- ② 必要に応じて、手話通訳者、要約筆記者を配置すること。
- ③ 「障害者配慮マニュアル」等を作成し、受付・案内係等の会場要員に障害のある人への対応等を十分理解させること。

(5) 打合せ協議

本業務を遂行するに当たり甲と乙は、必要に応じて協議を実施する。なお、乙は打合せ記録簿を作成し、甲の承認を受けて提出すること。

(6) 業務実施報告書の作成

業務の概要について、業務実施後も県民や関係者等に情報提供・情報発信できるよう、業務内容及び結果等を写真等を使い、分かりやすくまとめて甲に提出すること。

(7) その他

- ① 業務の企画・実施にあたっては、甲及び関係者等との連絡・調整・手続き等を行うこと。
- ② 各事業の実施の 5 日※前までに、運営計画、全体管理マニュアル、台本など必要事項を盛り込んだ実施計画書を作成すること。
- ③ 事業実施日には必要な人員を確保し、事業の運営・進行を行うこと。
- ④ 事業の実施に際し、会場設営、撤去等を行うとともに照明・音響・映像等資機材及び進行運営備品等の手配を行うこと。
- ⑤ 参加者に会場でアンケートを行うこと（作成、印刷、配布、回収、集計作業を含む。）。
- ⑥ 来場者の参加料等は原則無料とする。
- ⑦ 会場使用料、設備使用料、会場設営・撤去費、展示品に係る賃借料・輸送費・保管料、チラシ・ポスター等の作成・配送費、問合せ窓口設置に係る経費、アドバイザー・コーディネーター等に係る謝金・交通費・弁当代等飲食費、看板・サイン・キャプション等に係る制作・設置費、展示・会場装飾に係る経費、照明・音響・映像等資機材に係る経費、会場要員（受付・案内係等）に係る経費、ワークショップ開催に係る経費、写真等による記録に係る経費、保険料、著作物等使用に係る経費等本事業の実施に必要となる一切を委託費に含む。
- ⑧ その他本業務の実施にあたり、必要な事項を実施すること。

15. 業務の進め方

- (1) 乙は、業務に先立ち業務実施スケジュール等を作成し、甲の承認を得て業務を実施するこ

と。

- (2) 乙は、甲の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、甲との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (3) 適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を甲に逐次報告するほか、必要に応じて甲と打合せを行うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度甲の指示を受けて処理すること。
- (5) 乙は、甲から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。

III. 提出物

16. 成果品及び納期

本業務における成果品及び納期は次のとおりとする。

- (1) 打合せ記録簿・・・・・・・・・・・・・・一式（打合せ協議の都度1週間以内）
- (2) チラシ、ポスター等・・・・・・・・・・・・部数・納期は甲と調整のうえ決定
- (3) 実施計画書・・・・・・・・・・・・・・1部（各イベントの実施の5日※前まで）
- (4) 記録写真データ・・・・・・・・・・・・・・一式（各イベントの終了日から5日※以内）
- (5) 記録動画データ・・・・・・・・・・・・・・一式（各イベントの終了日から5日※以内）
- (6) 業務実施報告書・・・・・・・・・・・・・・2部（平成31年1月31日（木）まで）
- (7) DVD又はCDによる（1）～（6）の電子データ
・・・・・・・・・・・・一式（平成31年1月31日（木）まで）

17. 成果品の納入場所

〒630-8501 奈良市登大路町 30
奈良県障害者大芸術祭実行委員会事務局
（奈良県地域振興部文化振興課内）

18. その他提出物

乙は、別途甲が定める書類（業務完了届、請求書等）を提出するものとする。

IV. その他の事項

19. 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ①最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - ②健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ③厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者

を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

④雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

⑤労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

(3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

20. その他

(1) 個人情報及び関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。

(2) 本業務は、プロポーザル方式によるため、プロポーザルで提案した事項を遵守すること。

(3) 本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、定めるものとする。

※ 奈良県の休日を定める条例(平成元年3月奈良県条例第32号)第1条第1項の規定による県の休日を除く。

以 上

甲が想定するイベント開催会場、開催予定日及び会場仮押さえ期間

番号	イベント名・区分		開催会場名	開催予定日	会場仮押さえ期間	会場使用料 (見込・ 設備使用料除く)
1	障害者アート展	プレ展示	奈良県立図書情報館 (2F エントランスホール) ※ 会場の広さ：約7m×約23m	10月2日(火) ～10月8日(月・祝)	10月2日(火)～10月8日(月・祝) 9:00～20:00 ※ 会場設営は10月1日(月)午後、撤収は10月9日(火)午前	無料
		展覧会	奈良県文化会館 (2F 展示室C・D)	11月29日(木) ～12月6日(木)	11月27日(火)～12月6日(木) 9:00～21:30 ※ 12月3日(月)は休館日	奈良県文化会館の 規定による
2	アートワークショップ		甲と協議の上決定	9月下旬～10月上旬の期 間に2回以上(詳細は甲 と協議の上決定)	—	—
参考	ビッグ幡 in 東大寺プロジェクト (別途「『プライベート美術館』等開 催業務」で実施)		東大寺大仏殿前	11月29日(木) ～12月6日(木)	—	—

※ 特段の事情がない限り、記載の会場・日程で開催すること。